

学生寮管理規程

(趣 旨)

第1条 本規程は日本ルーテル神学校学則第40条に基づき、日本ルーテル神学校（以下「神学校」という）が構内に設置する寄宿舍（以下「学生寮」という）の管理及び運営に関する必要事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 神学校の教育厚生施設として、学生相互の啓発と規律ある共同生活を通じ、自主自立の精神と社会性の陶冶及び修学効果の充実を図ることを目的とする。

(施 設)

第3条 学生寮は神学校に正規在籍する神学生用とし、神学校の管理寮として設置運営される。また、その名称を男子寮は「ルター寮」、女子寮は「マルガレータ・ハウス」と称し、ルターホールに設置する。

2 定員数等については別表1の通りとする。

(審 議)

第4条 入寮選考の審査及び学生寮の運営管理に関する基本方針については、寮務委員会（以下「委員会」という）が審議を行う。

(相談と指導)

第5条 神学校が任命する寮アドバイザーが寮生活上の諸問題に対しての相談に対応すると共に、必要なる助言と指導を行う。

2 霊的な指導・監督については、スピリチュアルアドバイザーが寮アドバイザーと連携して行う。

(運営管理)

第6条 学生寮の運営・維持・管理については、神学校の方針に基づき次の各号に定める所管部署が行うと共に、施設点検及び修繕等、必要に応じて学生寮に立入ることができる。

(1) 入退寮及び健康管理面も含めての生活指導と管理は学生支援センターがこれにあたる。

(2) 施設及び設備に関する保守管理は事務管理センターがこれにあたる。

(3) 日常生活上の管理指導は寮母がこれにあたる。

(対象者)

第7条 入寮選考の審査により入寮できる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 神学生

(2) その他、神学校及び委員会の判断で寮生活の必要があると認められた者

(在寮期間)

第8条 在寮期間は在学中に限られる。

2 その他、神学校及び委員会の判断で在寮が認められた期間。

(費用)

- 第9条 学生寮に関する費用は別表1の通りとし、寮費には共有部分を含む水道光熱費及びWi-Fi使用料が含まれる。但し、修繕管理費は新規入寮時のみとする。
- 2 修繕管理費は、在寮中に必要となる設備・備品等の維持修繕及び共用部の備品購入、退寮時・居室移動時のルームクリーニング費用に充当される。
 - 3 月の途中で入寮又は退寮した場合の寮費については、15日を境に半額又は全額とする。
 - 4 神学校の方針により、寮費及び修繕管理費の設定額を改定することができる。

(居室移動)

- 第10条 年度途中で居室移動または他の寮生との居室交換は一切してはならない。但し、2年目以降の継続在寮の場合は委員会に申請の上、可能とする。

(火災保険)

- 第11条 入寮を許可された者(以下「寮生」という)は、神学校が指定する火災保険またはルーテル学院大学学生総合保障制度(寮・下宿生プラン)のいずれかに加入しなければならない。

(門限)

- 第12条 学生寮の門限は23:00とし、万一、門限時刻に帰寮していない場合は、保証人への連絡を行う。但し、止むを得ない事由により帰寮が門限以降になる場合は、事前に別途定める届け出をしなければならない。
- 2 度重なり門限が遵守されない場合は、適宜、寮アドバイザーによる事情確認と指導を行う。また、必要に応じて保証人への連絡を行う。
 - 3 前項の指導にもかかわらず改善されない場合は、本規程第24条に基づき退寮勧告を行う。

(寮長及び副寮長)

- 第13条 ルター寮、マルガレータ・ハウスそれぞれより、寮生の中から寮長1名及び副寮長1名を委員会が任命し、次の各号に定める事項を担わなければならない。但し、原則として任期は1年間とするが、協議により再任する場合がある。
- 2 寮長は寮生の代表者として委員会との連絡と連携を図り、寮生が本規程を遵守し、健全且つ秩序ある寮生活を送るよう努めなければならない。
 - 3 副寮長は、寮長を補佐しなければならない。

(自衛消防隊)

- 第14条 寮生は神学校が別途定める自衛消防隊(学生寮地区)を組織して火災予防に努めると共に、火災発生時の敏速且つ適切なる安全行動を取らなければならない。
- 2 自衛消防隊(学生寮地区)の地区隊長は寮長とし、その他の寮生についても各係を担当しなければならない。

(募集時期)

- 第15条 4月入寮の定期募集は、別途神学校が定める期間とする。また、年度途中で退寮に伴う空室が生じた場合は、適宜委員会の協議により追加募集を行う場合がある。

(申請書類)

第16条 入寮を希望する者は、年度毎に別途定める申請期限内に次の各号に定める申請書類を提出し、選考のための審査を受けなければならない。

- (1) 入寮調査書 (大学所定様式)
- (2) 入寮誓約書 (大学所定様式)
- (3) その他、適宜必要なる書類

(選考審査)

第17条 申請書類に基づき、委員会にて審査の上選考を行う。

- 2 審査に伴い状況確認が更に必要な場合は、適宜、学生本人及び保証人への確認、または関係する確証 (諸証明書等) の提出を求める場合がある。
- 3 部屋割りも選考と同時に進行。但し、申請者の希望部屋以外に決定する場合がある。

(入寮手続き)

第18条 入寮決定した者は、別表1に定める寮費と修繕管理費の納入手続きを完了しなければ入寮することはできない。

(鍵の貸与)

第19条 入寮時に神学校より居室の鍵 (1本) を貸与し、以降は自己責任による居室使用及び管理をしなければならない。

- 2 貸与された鍵は複製してはならない。また、退寮時には貸与された鍵を返却しなければならない。
- 3 鍵を紛失した場合は、鍵シリンダー全体の交換を行うと共に、本規程第28条に基づきその交換費用を神学校に弁済しなければならない。

(寮費納入方法)

第20条 寮生は毎月末日までに、翌月分の寮費を事務管理センター窓口にて納入しなければならない。

- 2 1ヶ月分以上の寮費を滞納した場合は、寮アドバイザーによる事情確認と指導を行う。
また、必要に応じて保証人への連絡を行い、未納分の請求を行う。
- 3 度重なり寮費を滞納した場合は、本規程第24条に基づき退寮勧告を行う。

(施設使用面の遵守事項)

第21条 居住による施設使用に際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 遵守されない場合は、本規程第24条に基づき退寮勧告を行い、以降の改善が確認できない場合は本規程第25条に基づき退寮措置を行う。
 - (1) 無断で施設設備及び備品等をその用途以外に使用すること又は工作してはならない。
 - (2) 故意により施設設備及び備品等を滅失、損傷又は汚染してはならない。
 - (3) 火災又はガス中毒の恐れのある火気器具類を寮内に持ち込むこと又は使用してはならない。
 - (4) 居室及び共有部分での喫煙をしてはならない。
 - (5) 居室及び共有部分において一切の動物類の飼育をしてはならない。
 - (6) その他、施設の管理運営上必要な事項について神学校の方針に従うこと。

(共同生活面の遵守事項)

第22条 共同生活に際し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 遵守されない場合は、本規程第24条に基づき退寮勧告を行い、以降の改善が確認できない場合は本規程第25条に基づき退寮措置を行う。
 - (1) 寮生活は規則正しく、風紀秩序の維持に努めなければならない。
 - (2) 居室の施錠管理を徹底し、盗難防止に努めなければならない。
 - (3) 学生寮内に異性を一切入れてはならない。また、原則として保護者等も含む学外の者が入ることもできない。但し、引越し等の一時的な場合は別途定める。また、ルター寮の共有スペース利用については別途定めるところとする。
 - (4) 各居室及び共用部分の衛生面及び美化保全に努めなければならない。
 - (5) 法定感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）を発症した場合又はその疑いがある場合は速やかに神学校に届け出なければならない。
 - (6) 他居室への騒音漏洩に注意すること又その他迷惑行為をしないこと。
 - (7) 各居室及び共用部分の節水・節電に心掛けなければならない。
 - (8) その他、共同生活上の必要な事項について神学校の方針に従うこと。

(退寮届)

第23条 退寮を希望する者は、事前に寮アドバイザーに相談の上、退寮願を提出してその承認を受けなければならない。

- 2 退寮時に施設及び設備の損傷等について、当事者立会いにより委員会による居室点検を受けなければならない。
- 3 居室点検により破損若しくは滅失による補修等の必要性が確認された場合は、本規程第28条に基づき神学校に弁済しなければならない。
- 4 居室点検までには、持ち込みした家具、所有物、ゴミ等は全て撤去し、居室及び学生寮内には一切残してはならない。家具等を粗大ゴミとして処分する場合は、行政の指示に従い責任を持って処分しなければならない。

(退寮勧告)

第24条 神学校の諸指導及び改善状況に基づき退寮勧告を行い、以降の改善努力が見込めない場合は、本規程第25条に基づき退寮措置を行う。

(退寮措置)

第25条 寮生が次の各号の一に該当する場合は、退寮を命ずるものとし、神学校の定める期日までに退寮しなければならない。

- (1) 退学等により本学生の身分を失った場合
- (2) 留年・長期休学した場合
- (3) 講義への出席状況及び成績が著しく不良の場合
- (4) 学則による懲戒処分を受けた場合
- (5) 医師により疾病その他の保健衛生上、共同生活に適さないと認められた場合
- (6) 学生寮の秩序又は風紀を乱し、他の寮生に著しく迷惑を及ぼす行為があったと認められた場合
- (7) 本規程に違反して学生寮の管理運営上又は共同生活上著しく支障をきたす行為があった場合
- (8) その他、退寮措置が妥当であると神学校が判断した場合

(外出及び帰省を含む外泊)

第26条 寮生が外出又は外泊をする場合は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

但し、外泊については帰省する場合も含むこととする。

(1) 寮生が在寮中又は外出中かを明確にするため、在寮時は名札を白、外出時には赤にすること。

(2) 寮生が外泊する場合、事前に別途定める届け出をしなければならない。

(3) 外出中又は外泊中に疾病その他の事故が発生した場合は、直ちに別途定める連絡方法により神学校に通報しなければならない。

2 届け出をせずに外泊した場合、適宜、寮アドバイザーによる事情確認と指導を行う。

また、必要に応じて保証人への連絡を行う。

3 前項の指導にもかかわらず改善されない場合は、本規程第24条に基づき退寮勧告を行う。

(美化保全)

第27条 トイレ及び共同台所等の共有部分は、各寮生の輪番制により清掃することとし、寮内の美化保全に努めなければならない。

2 清掃に関する実施方法については、別途定めることとする。

(賠償責任)

第28条 居室及び共用部分の施設設備等を破損若しくは滅失した場合は、速やかに神学校に届け出ると共に、実質損害費用を神学校に対し弁済しなければならない。

(事故の責任)

第29条 学生寮内での貴重品及びその他個人所有物の紛失等があった場合、神学校はその責任を一切負わない。

(車輛所有と登録)

第30条 寮生が自転車及びオートバイ等を所有する場合は、別途定める手続き方法により車輛登録(登録料3,000円)を行い、指定の区画に駐輪しなければならない。

2 寮生が自家用車を所有し、学内に駐車することは原則認めない。但し、特別な事由によりその必要性が認められる場合は、特例により委員会にて審査を行い許可される場合がある。

(ガイドライン)

第31条 本規程で定める事項の他、学生寮内での神学校教育プログラム及び運営管理上の必要事項は、別途「学生寮に関するガイドライン」により定める。

(改 廃)

第32条 この規程の改廃は、寮務委員会が発議し、教授会の審議を経て校長が決定する。

附 則 本規程は、2019年2月1日からこれを施行する。

別表1（第9条関係）

ルター寮（男子寮）

号 数	タイプ・定員	寮費（月額）	修繕管理費
D306（1室）	小部屋（洋室）・定員各1名	30,000円	40,000円
D307～D310（4室）	大部屋（洋室）・定員各1名	35,000円	（入寮時のみ）

マルガレータ・ハウス（女子寮）

号 数	タイプ・定員	寮費（月額）	修繕管理費
D401～D405（5室）	大部屋（洋室）・定員各1名	35,000円	40,000円 （入寮時のみ）